入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称: プロジェクト研究「途上国に提供すべき我が国の

水害対策コア知見の体系化」

調達管理番号:20 a00988

第1 入札手続

第2 業務仕様書案

第3 技術提案書の作成要領

第4 経費に係る留意点

第5 契約書(案)

別添 様式集

注)本案件の技術提案書及び入札書等の提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。

なお、提出方法及び締切日時は「4. 担当部署等(2) 書類授受・提出方法 及びスケジュール」をご覧ください。

> 2020 年 12 月 17 日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。なお、緊急事態宣言終了後も引き続き新型コロナウイルスの感染防止のため、従来の書面(郵送)による手続きに代えて電子メール(以下、メールと記載)及びGIGAPODによる手続きを原則とするとともに、押印などの条件も緩和します。また、入札会は対面でない方式で行いますが、Microsoft Teams (それが困難な場合には電話も可とします。以下同様です)により入札会を中継します。

1. 公告

公告日 2020 年 12 月 17 日 調達管理番号 20a00988

※各種申請書等の様式に「国契番号」とある場合には、上記の「調達管理番号」 に読み替えてください。

2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

3. 競争に付する事項

- (1)業務名称:プロジェクト研究「途上国に提供すべき我が国の水害対策コア知見 の体系化」 (一般競争入札(総合評価落札方式))
- (2) 業務仕様:「第2 業務仕様書」のとおり
 - (3) 業務履行期間 (予定): 2021年3月上旬から2021年12月下旬

4. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、 本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります(以降の文中で参照先に しています)。

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課

【電話】03-5226-6609

[FAX] 03-5226-6324

【メールアドレス】e_sanka@jica.go.jp

当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン (jica.go.jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してく ださい。

(2) 書類授受・提出方法及びスケジュール

1) 書類授受・提出方法

メール、GIGAPOD による書類の授受方法の詳細については JICA HP に掲載している「説明書等の受領方法および資格確認申請書・技術提案書・入札書」の電子提出方法」(以下、「電子提出方法のご案内」と記載)をご覧ください。URL は以下のとおりです。

https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/ku57pq00002m0zt7-att/ku57pq00002mohlz.pdf

2)入札手続きのスケジュール及び方法

メールによる連絡/添付ファイル送付、GIGAPOD によるファイルの授受を行う際には別紙「手続・締切日時一覧」及び1)に記載した URL(電子提出方法のご案内)の内容をもとに手続きを行ってください。

5. 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 1 5 年細則 (調) 第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画 が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者 具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて

¹ 企画競争においては、「技術提案書」を「プロポーザル」、「入札書」を「見積書」と読み替えてください。

いる者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a)競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止 期間中の場合、本入札には参加できません。
- b)資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、 入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できま せん。
- c)資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格 令和 0 1 · 0 2 · 0 3 年度全省庁統一資格での資格を有すること。²
- 2) 日本国登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、 競争参加資格確認申請書(各社ごとに必要です)に添付してください。結 成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

- 2) 再委託
 - a)再委託は原則禁止となります

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様 の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を提出してください。 競争加資格確認申請書に記載頂く担当者メールアドレスに加えて、Teams 会議招 集をするための連絡先部署、担当者氏名、メールアドレス(1アドレスに限り

² 平成31・32・33年度は令和01・02・03年度に読み替えてください。

ます)、電話番号(直通電話/携帯電話いずれか)をメール本文に記載ください。 なお Microsot Temas での接続が困難場合には、上記電話番号で中継しますので、 その旨記載ください。上記情報は再入札を連絡する際に必要となりますので送 付くださるようお願いします。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時 一覧」をご覧ください。

1) 提出書類:

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)⁴
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写) 令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書(写) (等級は問いません)
- c) 下見積書(「7. 下見積書」参照)⁵
- d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - 共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記 a)、b))⁶
- 2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知しますので、別紙「手続・締切 日時一覧」をご覧ください。

6. その他関連情報

該当なし

7. 下見精書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。

- (1)様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2)消費税及び地方消費税の額(以下「消費税額等」)を含んでいるか、消費税 額等を除いているかを明記してください。
- (3) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。
- (4) 提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。
- (5)見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

⁴ 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

⁵ 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

⁶ 引き続き在宅勤務であるなど共同企業体結成届に押印が出来ない場合、各社から代表者名による共同企業体参加表明書(様式は任意、押印はなくても可としますが組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください)を各社から取り付けることで押印に代えることも可とします。

8. 入札説明書に対する質問

- (1)業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式(別添様式集参照)に記載のうえ提出ください。
- (2)公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお 断りしていますのでご了承ください。
- (3)上記(1)の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、 以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略 します。

国際協力機構ホームページ (https://www.jica.go.jp)

- →「調達情報」
- →「公告・公示情報」
- (https://www.jica.go.jp/announce/notice/index.html)
- →「主として国内対象」から該当する調達項目を選んでください。
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。 入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 技術提案書・入札書の提出

(1)提出期限及び提出方法:

新型コロナウィルスの感染防止のため、技術提案書(押印写付)・入札書(押印写付)とも、電子データでの提出を原則とします。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

なお、技術提案書、入札書とも GIGAPOD で同時に提出いただきますが、それ ぞれのパスワードをメールで機構に送付するタイミングが異なります。技術 提案書のパスワードは技術提案書提出と同じタイミング、入札書のパスワー ドは入札開始時間から10分以内となりますのでご注意ください。

- (2)提出書類:
 - 1)技術提案書(押印写付)
 - 2)入札書 (押印写付)
- (3) 技術提案書の記載事項
 - 1)技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書」、別紙「技術評価表」に記載した項目をすべて網羅してください。
 - 2) 詳細は、「第3 技術技術提案書の作成要領」を参照ください。
- (4) その他
 - 1) 一旦提出(送付) された技術提案書 PDF 及び初回の入札書 PDF は、差し替え、変更または取り消しはできません。

- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3)技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

(5)技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
- 2) 提出された技術提案書に記名、押印写がないとき。ただし、新型コロナウイルス感染拡防止のための在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合は、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をした技術提案書の提出 者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

10.技術提案書の審査結果の通知

- (1)技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、 別紙「手続・締切日時一覧」に則し、結果を通知します。通知指定までに結果 が通知されない場合は、上記4. 窓口にメールでお問い合わせ下さい。 なお、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書電子データは、当機構 にて責任をもって削除します。
- (2) 入札会の対象は技術提案書の審査に合格した者のみとなります。
- (3)技術提案書の審査の結果、不合格の通知を受けた者は、機構に対して不合格となった理由について、説明を求めることができます。詳細は、「18.その他 (6)」を参照ください。

11. 入札執行(入札会)の日時及び場所等

入札執行(入札会)にて、技術提案書の審査に合格した者の提出した入札書を 開札します。

入札会は当機構契約事務取扱細則第14条「契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、競争に参加する者(以下「入札者」という。)を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする」を適用し、当機構のみで開催します。なお、詳細については「15.入札執行(入札会)手順等」をご覧ください。

(1) 日時: 2021年2月25日(木) 15時

- (2)場所:東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 本部(内)会議室
- (3) 緊急連絡先:

入札開始時間になっても電話会議の連絡が来ない、途中で切れた場合に は、「4. 担当部署等」に記載した番号に電話連絡ください。

(4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札(最大で2回)を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう遠隔で待機ください。

12. 入札書

- (1) 第1回目の入札書(押印写付)の提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。
- (2) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書 としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。
- (3)機構からの指示により再入札の入札書(押印写付)は、入札件名、入札金額を 記入して、パスワード付き PDF をメールに添付して提出ください。なお、別メ ールによるパスワードの送付は機構から指示によってください。
 - 1)代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印(個人印についても認めます)。
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者(代理人)名を記載し、代理人の印(委任状に押印したものと同じ印鑑)を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3) 委任は、代表者(代表権を有する者)からの委任としてください。
 - 4) 宛先:「4. 担当部署等(1) 書類等の提出先」をご覧ください。 件名:【再入札書の提出】(調達管理番号) (法人名)
- (4) 入札金額は円単位で記入してください。記入に際しては、桁取り誤り、宛先(発注者名)の記入ミス等に十分注意して応札してください。 なお、千止めではありませんので端数(1円単位)までご記入ください。

例:123,456,789円⇒123,456,789円で入札してください。

- (5)入札価格の評価は、「第2業務仕様書」に対する総価(円)(消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100に相当する金額)をもって行います。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。
- (8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ

入札書を提出したものとみなします。

(9)入札保証金は免除します。

13.入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印写を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6)入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明 瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10)条件が付されている入札

14. 落札者の決定方法

総合評価落札方式(加算方式)により落札者を決定します。

(1)評価項目

評価対象とする項目は、第2.業務仕様書の別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

(2)評価配点

評価は300点満点とし、

技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ

技術点 200 点

価格点 100 点

とします。

(3) 評価方法

1)技術評価

「第2 業務仕様書」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価(小数点以下第三位を四捨五入します)し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値 がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上

当該項目については優れており、適切な業務の履行が 十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務 の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	5 0 %未満

なお、技術評価点が50%、つまり200満点中100点(「基準点」という。)を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「10.技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

価格評価点=(予定価格-入札価格)/予定価格×(100点)

3)総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

(4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札価格を応札した者のうち、総合評価 点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が 2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者 を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の9. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判断された場合
- 3)入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引 の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる 場合

15. 入札執行(入札会)手順等

入札会の状況は入札者に Microsoft Teams で中継します。入札経過や入札結果、

再入札の有無等については中継の際に入札者と情報共有しますので入札者は必ず参加ください。¹⁰

なお、Microsoft Teams を接続する者には、競争参加資格確認申請時のメール本文に記載されたメールアドレス宛てに機構から会議招集を入札会の前日16時(前日が休祝日の場合には1営業日前)までにメールで連絡します。

(1)入札会の手順

- 1)機構の入札立ち会い者の確認
- 2)入札会開始時間の5分前から、会議招集した Microsoft Teams に接続可能 となりますので接続を開始してください。また、電話で中継する者に対し ては機構から電話連絡します。なお、入札開始時間になっても接続できない、電話がかかってこない(もしくは途中で切れた)などの場合には、「4. 担当部署等」に記載した番号に電話連絡ください。
- 3)入札開始時間から10分の間に提出済の入札書(要押印、以下同じ)のパスワードを送付ください(別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください)。
- 4)入札開始時間から5分経過した時点でパスワード送付がない入札者には Microsoft Teams でその旨を伝えます。なお、Microsoft Teams で参加しな かった入札者についても10分までの間にパスワードの送付があれば受理し 入札参加を認めます。
- 5)技術評価点の発表 入札開始時間から10分を経過した時点でパスワードの受理を締切り、入 札事務担当者が、入札者の技術評価点を発表します。
- 6) 開札及び入札書の内容確認 入札事務担当者が既に提出されている入札書(パスワード付き PDF)を入札 会時に入札者から提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容 を確認します。
- 7)入札金額の発表 入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。
- 8)予定価格の開封及び入札書との照合 入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入 札金額と照合します。
- 9) 落札者の発表等

入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、「14. 落札者の決定 方法」に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合 評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。

価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定 価格の制限に達した価格の入札がない場合(不調)は、入札執行者が「落 札」または「不調」を発表します。

¹⁰ ただし、Microsoft Teams、電話はあくまでも入札会の中継という補助手段ですので、不参加の場合でも入札書のパスワードや再入札の提出が指定時間内にあった場合には入札参加を認めます。

10) 再度入札(再入札)

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。Microsoft Teams で参加しなかった入札者に対しては、競争参加資格申請時のメール本文に記載されたメールアドレス宛に再入札の案内をします。再入札書(要押印)、委任状(入札書の記名が代表者でない場合、要押印)を電話会議で指定した時間までに送付してください。なお、再入札書はパスワードを付した PDF をメールで送付頂きますが、初回と同じパスワードとしてください(パスワードが毎回自動生成される場合にはこの限りではありません)。

再入札を2回(つまり初回と合わせて合計3回)行います。再入札を行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように 入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函してく ださい。

金 辞	退	円
-----	---	---

(3)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

16. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者からは、入札金額の内訳書(社印不要)の提出を頂きます。
- (2)「第5 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第5 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8.入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。
- (4) 契約書附属書 II 「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に 基づき、両者協議・確認して設定します。

17.競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に 契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係 を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表し ます。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を 参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html) 競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせてい

ただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
 - a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - b)直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - d) 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

18. その他

- (1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件 業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写また は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2)技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術 提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、 落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成 者に無断で使用いたしません。
- (4) 技術審査で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書の電子 データ (PDF のパスワードがないので機構では開封できません) は機構が責任を もって削除します。
- (5)技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の審査の結果不合格の通知を受けた者は通知日から2週間以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日から2週間以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.担当部署等(1)書類等の提出先」までご連絡ください。

(7) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に技術提案書を提出されなかった者に対し、メール添付の PDF で辞退理由書の提出をお願いしております。辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご 了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一 切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的とし ているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見を お聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

					別紙
			手続・締切日時一	覧 (20a00988)	
				メール送付先	e_sanka@jica. go. jp
				7 102011976	C_Gainag j roa. go. jp
No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2020年12月24日 (木) 正午まで	【質問】(調達管理番号)_(法人名)_入札説明書	-
2	質問に対する機構からの回答掲載	メール	2021年1月14日(木) 1 6 時以降	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載は ありません。
3	競争参加資格申請書・下見積書の提出	メール	2021年1月21日 (木) 正午まで	【提出】(調達管理番号)_ (法人名) _競争参加申請書・下見積書	メール本文に入札会のMicrosoft Teams会議招集で 使用するメールアドレス、それが困難な場合には入 札会で連絡可能な電話番号を記載ください。
4	競争参加資格申請書・下見積書のパス ワードの提出	メール	同上	【PW】 (調達管理番号) _ (法人名) _競争参加申請書・下見積書	-
5	競争参加資格確認結果の通知	メール	2021年1月26日(火)まで	-	機構から通知します。
6	技術提案書・入札書のGIGAPODフォルダ作 成依頼	メール	提出期限の4営業日~1営業日前の正午まで	【作成依頼】技術提案書・入札書提出用フォルダ _ (調達管理番号) _ (法人名)	-
7	技術提案書・入札書の提出	GIGAPOD	2021年2月9日(火)正午まで	-	電子提出方法のご案内のとおりです。
8	技術提案書・入札書の格納完了の連絡	メール	同上	【格納完了】(調達管理番号)_ (法人名) _技術提案書·入札書	-
9	技術提案書のパスワードの提出	メール	同上	【PW】(調達管理番号)_(法人名)_技術提案書	入札書のPWは、入札会まで送付厳禁です。
10	技術提案書の審査結果の通知	メール	2021年2月17日(水)まで	-	-
11	入札執行(入札会)の日時及び場所等	ı	2021年2月25日 (木) 15時 場所 (対面方式の場合記載)	-	-
12	Microsoft Teams/電話の接続開始	Teams/電話	2021年2月25日(木)14時55分~入札会開始時間	-	入札開始時間になってもMicrosoft Teamsに接続できない、電話会議希望者で機構から電話がない場合には機構に連絡ください。
13	入札書のパスワードの提出	メール	2021年2月25日(木)15時~15時10分	【PW】(調達管理番号)_ (法人名) _入札書	入札会開始時間~10分間となります。

第2 業務仕様書案

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下、「JICA」または「発注者」という。)が実施するプロジェクト研究「途上国に提供すべき我が国の水害対策コア知見の体系化」に関する業務の内容を示すものである。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施する。

1 業務の背景

JICAはこれまで水災害対策に関する支援事業(技術協力プロジェクト、本邦研修、各種調査等)を実施してきているが、JICAが実施する途上国C/Pへの技術移転で使用されるマテリアルは、大枠の方向性はJICAの方針等によって示されるものの、現地では専門家、コンサルタント独自の知見・情報収集・努力により行われている。また、本邦研修においては日本の経験に基づく講義は実施できているものの、より質の高い研修事業の実施に向けて、途上国の現状や日本の経験を伝える際の留意点を十分理解しておくことが必須である。

今後はそれぞれの活動の連携を強化し、核となる知見を統一し、中長期的視点や一貫性を確保することで質の高い協力を実施していく必要があり、C/P機関や研修員に対して技術移転を行うにあたっては、日本側が有している知見を途上国の実情を踏まえながら体系立てて伝える必要がある。

多くの途上国では、未だに水災害を事前に抑止・軽減させる対策事業が計画的に実施されていない。途上国においては、治水事業を所掌する部局がある国は限定的であり、灌漑局が治水事業も管轄していることが多い。また、治水事業を実施する際には技術移転の対象となる途上国が中央集権型か、地方分権型かなど行政制度や関連機関の役割の違いに留意する必要がある。資金的・技術的・組織的な制約だけでなく、開発上の優先度も経済インフラにおかれ、無秩序かつ加速的な都市化もあいまって、守るべき資産の膨張に防災インフラ整備が適切に対応することができていない。また、事業が実施されていたとしても、流域全体の気候・気象、地形、地質、流出特性の体系的な把握・分析に基づく対策が講じられてはいない。

このように途上国では、行政制度や環境が日本と異なり、日本の現在の状況をそのまま伝えても技術移転としての効果は限定的であり、日本において、その開発や発展の過程における状況、環境、技術など、諸条件下で治水リスク削減のために有効な対策が検討され、講じられてきた歴史こそが知見である。JICAがこれらを如何に集約し、伝えていける情報をストックしていけるかが重要である。また、現在の日本の治水分野における制度・技術のうち、何が役立つのか、役立たないのか、役立たなければそれは何故か、また代替される制度・技術は何か、それぞれの国情・社会的背景に応じた技術を適用していく必要がある。

2 業務の目的

本業務を通じ、JICAが途上国に対して水害対策への支援を実施する際の知見が体系化され、効果的な技術移転のための留意点が整理されることを目的とする。本業務の成果がJICA事業(主に研修、専門家)で活用されることで、これまでの個々の対応によるばらつきが解消され、治水分野の技術移転活動の効率化を図る。

3 業務の期間

2021年3月上旬~2021年12月下旬

4 業務の内容

本業務において、受注者が実施する内容は次のとおりとする。

4-1 実施方針および留意事項

(1)調査研究体制

本業務の実施は、技術提案書にて提案された業務従事者にて行う。また、外部有識者へのヒアリング、遠隔での途上国防災関係機関へのヒアリングについて、受注者が直接対応する場合は、JICAがサポートを行う。

(2)調査研究手法

本業務では、日本の知見、省庁・専門家・コンサルタント等が現地セミナー・本邦研修のために作成した説明資料をレビューし、途上国行政部門が実施すべき水災害対策事項の現状、事業実施の阻害要因となっているボトルネックを抽出する。第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組み等、国際潮流を踏まえ、かつ、途上国の実情を踏まえたうえで、JICAがストックすべき日本の知見や経験を整理する。なお、途上国行政部門が実施すべき水災害対策事業の現状、ボトルネックについては、JICAの過去の案件の報告書のレビュー及び各国政府機関の公開情報、遠隔でのそれら機関へのヒアリングをもとに整理する。活用可能な日本の知見や経験については、国内の防災関連機関・研究機関・地方自治体の公開情報や、必要に応じた関係者へのヒアリングを実施する。

ストックする知見については、4-2業務内容(1)①を参考に、JICAと協議の上最終決定し、分析結果は技術移転の際の基礎資料として英文でも取り纏める。また、主要な事項に関しては、研修事業用の講義資料として取りまとめる。業務においては、既存資料を活用して効率的に実施するものとするが、著作権に抵触しないように留意し、出典についても明示すること。なお、不足する情報については、必要に応じ JICA 本部のサポートを通じて、各国関連機関への遠隔でのヒアリング(質

問状の送付もしくはテレビ会議・オンライン会議)を実施する。

また、分析結果は JICA 水災害関連課題別研修全体構想の改善や研修の質の向上にも活用する。

(3) 留意点

途上国においては、治水事業を所掌する部局がある国は限定的であり、灌漑局が 治水事業も管轄していることが多い実情を踏まえ、かつ中央集権型か、地方分権型 かなど行政制度の違いを押さえて初めて実効性の高い助言や技術移転活動が可能と なる点に留意する。また、日本以外の先進国やその他機関が、途上国に対してどの ようなアプローチを取り、考え方を説明しているかについて留意し、取りまとめを 行う。なお、課題別研修の講義資料の扱いに関しては、各講師による著作権利用の 許諾の範囲に留意する。

(4) JICA 職員向け勉強会機会の提供

本業務にて体系化された知見に関する調査・分析進捗に応じ、JICA 関係者向けの勉強会を開催する(参加者 30 名程度、2 時間×4 回程度を想定)。

4-2 業務内容

以下に JICA の想定する業務の流れを記載するが、応札者はより効果的、効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、技術提案書にて提案すること。

(1)調査対象項目の再整理【2021年3月上旬~2021年3月下旬】【国内18人日】

業務計画書(案)の作成・提出(2021年3月上旬)

案件担当課との打合せ後、技術提案書で提案された業務計画書(案)を修正し、 電子データにて提出する。業務計画書(案)の構成は表1の通り。

想定する成果	途上国に提供すべき水災害対策に関する知見
品内容の骨子	のストック(案)
	(上記事項について)調査で分析する項目(案)
実施方針·活動 計画	調査手法(調査対象とする JICA 案件リスト、 調査対象文献、ヒアリング調査、その他提案す る手法)
	調査工程(フローチャート)

表1 業務計画書(案)の構成

以下の項目に関し、JICAが途上国に対して水災害対策支援を実施する際のコア知見を体系化するため、成果物の構成を検討し、調査対象項目を再整理する。現段階

で想定している項目及び小項目と途上国支援にあたって重要と認識する視点・留意点は表2のとおりであり、これらを踏まえ、より良い提案があれば行うこと。なお、本調査で JICA が提供する分析対象資料 (専門家/コンサルタント作成技術移転用資料、課題別研修関連資料) については、A4 で 300 枚程度である。

表2 途上国に提供すべき水災害対策に関する知見のストック(案)

(下線は重点事項)

項目 1: 途上国における河川特性と各国の河川管理行政の現状に応じた、適用可能 な日本の河川管理政策のバリエーション

小項目:

- 河川の特性
- <u>河川管理の考え方・我が国の治水の歴史と経験</u>、河川法、河川整備基本方針・河 川整備計画、治水事業実施促進
- 水災害対策の体制、各機関の責務・役割・予算措置

視点・留意点等(例):

- 本項目は、途上国側関係者が日本の河川管理事例を学ぶ/日本側関係者が日本の 治水事業の歴史や経験を伝える際に必要な背景・前提知識として、以下項目2・ 項目3の前提として整理するものであり、途上国が自国の事情に応じて適用可能 な日本の河川管理政策のバリエーションを整理
- 治水事業促進のための知見(住民説明、環境社会配慮等、実施に向けた課題への アプローチ)
- 途上国においては灌漑局が治水事業を所掌しているケースが大半
- 可能な範囲で欧米等の河川特性や河川管理の考え方についても、そのエッセンス を比較参照用として記載
- 河川を見る視点(河川の成り立ちを理解する、相場観の醸成)
- 日本の河川の特性、及び途上国の河川との類似・相違(日本の知見・経験が相当 程度活きるケース、相当程度の見直しが必要なケース)
- 河川管理政策の歴史的変遷と河川法をはじめとする日本の河川管理の考え方、及び途上国への伝達にあたっての前提条件(治水対策の概念の違い)・留意点
- 河川管理者の責務・権限、予算確保の仕組み (DRR、0/M、BBB)
- 防災関係機関の責務・役割・予算確保の仕組みについても、日本の特徴に留意して、中央防災機関である内閣府、治水の主務官庁である国交省・県、地方自治体についてその背景となる歴史・考え方などを整理

項目2: 現象の理解と分析・解析

小項目:

- <u>水文観測</u>(雨量観測、流量観測、観測データの照査・点検、観測施設の点検・維持・更新、データの欠測と補完)
- 河川調査・流域調査(河川測量、洪水疎通能力、土地被覆・地質、土砂生産、セ グメント論、河道安定(侵食、河床上昇・低下)、流域地形測量)
- 水文解析(水文統計手法、 降雨流出解析・氾濫解析、流出解析パッケー

ジソフト)

視点・留意点等(例):

- データの重要性 (データ不足のデメリット)、地道に観測を続けることの重要性 (継続的なデータが必要な理由)、各国の状況・能力に応じて求められるデータ 精度の違い
- 観測設備・通信設備に制約がある下での観測ノウハウ
- 観測情報の蓄積の少ない/データ精度が低い状況下での分析・解析
- 河川特性に応じ、重視すべきデータ・調査。測量などの望ましい更新頻度や優先度。

項目3: 減災計画策定

小項目:

- 治水計画策定(流域の現状・将来開発計画に応じた治水対策目標設定、河道と流域・貯留施設・流域対策などの適正な役割分担、水系一貫の計画・上下流バランスを考慮した計画・工程、計画河道・HWL、気候変動適応策、統合水資源管理、流域治水)
- 構造物対策(河道整備(掘削、拡幅、堤防)・放水路、洗堀・浸透対策(護岸、水制、床止)、ダム・遊水地、施設操作ルール、背水処理、内水処理、用地取得・EIA、代替案の評価指標)
- 非構造物対策(土地利用規制、ハザードマップ、予報、警報、避難支援計画(避難経路、避難先))
- 運営・維持管理(施設点検・維持、河道維持)
- 事業評価上の留意点(便益計上、経済評価)

視点・留意点等(例):

- 計画規模の決定
- 対策のベストミックスを考える視点: 守るべき対象を明確にする、開発の進展 を見越す、堤防(破堤リスク、管理) ⇔無堤(地盤高と HWL)、貯留施設と河道整 備との違い、構造物対策と土地利用規制等の非構造物対策の考え方
- 都市計画と治水計画、重要インフラ開発の中で取り込むべきハザード抑制方法 (防災主流化)
- 開発の進展を見越した早期の用地取得(拡幅や貯留施設)や土地利用規制
- 中・長期的視点に立った段階的な整備計画
- 氾濫リスクを放置しない"ゼロリスク"型の日本の治水計画と、防災投資が不十分で"ゼロリスク"を目指さず、氾濫を許容する途上国における治水計画との相違、氾濫リスクを許容する治水計画に必要な視点と仕組み(公平性の確保、ネガティブ・インパクトの回避、合意形成・説明責任、土地利用規制、バイ・アウト、水害保険)
- 実施可能で効果的な施設操作ルールの検討を行った上での治水計画
- 施設運用機関の能力を踏まえた、可動施設と無操作・固定施設の適用
- 河川管理者の権限、河川利用者との調整
- ② 調査対象項目の承認(2021年3月上旬)

河川計画・管理に関するストックする知見項目の洗出しを行い、JICA本部と協議の上、具体的な調査項目を決定する。調査対象項目を整理次第、上記(1)①の業務計画書を更新し、最終版をJICA本部に提出する。

- (2)関係者(JICA 専門家、コンサルタント、帰国研修員等)からのヒアリング【2021年3月中旬~2021年4月下旬】【国内27人日】
- ① 国際潮流における治水事業

第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組みにおける治水事業(リスク削減事業)の位置づけを確認する。また、世界銀行、ADBの治水事業支援戦略等やガイドライン等を情報収集の上、分析する。

② JICA 専門家、JICA プロジェクトからのヒアリング

JICA 長期専門家やコンサルタント等(全体で 10 名程度)とウェブ会議システムで、より、主に以下の点を中心にヒアリングを実施し、途上国支援にあたっての留意点やストックすべき知見に対する意見を収集する。

くヒアリング項目>

- 各国の治水対策の課題と対応状況
- ・関係したプロジェクト・調査が相手国にその後どう役立ったか、役立たなかった か(その原因・解決策)
- ・治水事業の実現性・具体性の評価をどのように行ったか
- その国における技術的な事項も含む意思決定構造
- ③ 帰国研修員等からのヒアリング

必要に応じて帰国研修員や相手国関係者主に以下の点に関しヒアリングを実施する。 なお、ヒアリング対象者の選定にあたっては長期専門家(OBを含む)からの意見も 踏まえることとする。

<ヒアリング項目>

- ・日本の技術協力 (課題別研修を含む) がその後どう役立ったか、役立たなかったか (その原因・解決策)
- ・日本から学びたい政策、技術、経験等
- (3) 既存資料(JICA 専門家、JICA プロジェクト成果品、JICA 課題別研修関連資料、河川砂防技術基準、国土交通省関連資料)の分析【2021 年 3 月上旬~2021 年 10 月下旬】【国内 65 人日】
- ① JICA 専門家、JICA プロジェクト成果品分析 専門家や技術協力プロジェクトで作成した技術移転用の資料が主要な資料。開発調

査で行った M/P 等の計画については、その計画の背景や計画策定にあたっての考え方といった部分として参考とする。

② 中間業務報告書の提出(2021年3月下旬)

上記(1)-(3)①までの業務で整理した内容についてまとめ、今後の業務計画 を含め中間業務報告書として JICA に提出する。

③ 河川砂防技術基準、国土交通省関連資料

JICA 長期専門家、コンサルタント、必要に応じ JICA が指名する有識者からのヒアリング結果を踏まえ、日本の制度・技術をそのまま伝えるのではなく、途上国の現状を認識した上で、ストックすべき制度・技術の抽出を行う。

④ 河川計画・管理に関するストックする知見の収集

上記(3)①、③を踏まえ河川計画・管理に関するストックする知見項目を収集する。なお、日本における治水事業実施にあたっての課題や問題解決のためのプロセス、実施促進にあたっての工夫や取り組みなど、制度・技術をそのまま伝えるのではなく、途上国の現状を踏まえ、活用可能な歴史や経験、制度・技術のバリエーションを検討する。

⑤ 水災害分野課題別研修情報収集・分析

課題別研修の報告書や講義資料を分析する。必要に応じて研修委託先 4 機関や帰国研修員(8 名程度)からヒアリングを実施し、改善検討の基礎資料を収集する。途上国の実情を踏まえ各課題別研修の評価を行う。なお、ヒアリング対象者の選定にあたっては長期専門家(OBを含む)からの意見も踏まえることとする。

⑥ 他ドナーが実施する水災害支援分析

JICA が提供する WB、ADB のリソースパーソンから情報収集し、対象とするドナーが、がどのような視点、内容で途上国支援を行っているのかを概観する。先進国がどのような方針・状況の下、どれぐらいの期間をかけて治水事業を行っているか、また、それらの経験の定着度や知見として途上国にどの程度有用か情報収集を行う。

(4) 水災害対策に関してストックする知見の分析・取り纏め【2021年3月上旬~2021年9月下旬】【国内35人日】

- ① 日本の知見の中で、途上国に伝えるべき知見の抽出
- (3) の分析結果を踏まえ、水災害対策において途上国に伝えるべき日本の知見を 取りまとめる。この際、抽出された知見を体系化し、各知見を伝える際に途上国の

条件や背景を踏まえる点に留意する。

- (5)知見の体系化・教材作成【2021 年 8 月上旬~2021 年 12 月中旬】【国内 155 人日】
- ① 途上国に対して適用可能な河川計画及び管理に関連する知見の体系化・留意点の 整理(和文・英文)

これまで実施した分析結果を活用し、日本の知見全般に係るレビューを踏まえた体系化を途上国の実情を踏まえ、調査項目単位・小項目レベルごとに取り纏める。具体的には、1)途上国へ伝達・適用するにあたっての前提条件・留意事項、2)途上国へ伝達・適用できる知見の体系化の2点に分けて整理する。

- ② 河川管理、河川計画に係る技術移転を行う際の基礎資料(和文・英文) 上記(5)①に関して、専門家やコンサルタント等が途上国において技術移転を行う際の基礎資料(項目技術移転の際の基礎資料として英文でも取り纏める。主要な事項に関しては、研修事業用の講義資料として取りまとめる。
- (6)課題別研修改善検討【2021 年 3 月上旬~3 月下旬及び 2021 年 11 月】【国内 30 人日】
- ① 水災害関連研修全体構想の改訂案作成(和文) 必要に応じて、水災害関連研修全体構想(別添)の改定を行い、研修全体構想を解 説する資料(和文、プレゼン資料5ページ+読み原稿10ページ)を作成する。
- ② 各課題別研修に必要な要素(講義、演習、視察等)の構成案作成(和文)本邦研修(実働2~3週間程度)を想定したモデル研修プログラムの提案を行う。講義については、理解・習得させる事項、本邦と途上国の条件の違いを踏まえた留意点、各単位での重要ポイントを整理する。日本の経験共有に関しては、要すれば過去の課題や失敗からの教訓についても伝える必要があるか、研修対象者のレベル感(管理職、技術者等)にも留意の上検討する。また、視察先については、視察のねらい、想定される候補地・事業を整理し、各研修に必要な各要素について、その要素毎に重要な視点及び伝えるべき内容、伝える際に本邦と途上国の条件の違いを踏まえた留意点等をまとめる。なお、重要な要素については、研修資料(和文)も作成する。

③ 業務完了報告書の作成・提出

上記で収集した詳細情報及び分析結果、教材等の成果品を添付した業務完了報告書(案)を作成し、JICA本部向けに報告会を開催する。受注者は同会議の日程調整

を行い、JICAに日程を報告する。また、報告会でのコメントを反映し、業務完了報告書の最終版を提出する。英文資料はネイティブチェックを実施すること。

5 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち業務完了報告書を最終成果品とする。なお、業務完了報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、各成果品において、電子データも併せて提出のこと。

(1)業務計画書

- ①概要・記載項目:想定する成果品の内容の骨子、実施方針・活動計画
- ②提出時期:2021年3月上旬
- ③分量: A4 20ページ程度
- 4 提出方法:正1部、電子データ
- ⑤作成言語 和文
- ⑥様式:任意

(2) 月次報告書

- ①概要・記載項目:業務進捗②提出時期:毎月末から1週間以内
- ③分量:別途指定する様式に基づき作成
- 4)提出方法:正1部、電子データ
- ⑤作成言語 和文

(3)業務中間報告書

- ①概要·記載項目:情報収集結果概要、成果品骨子(案)、②提出時期:2021 年 3 月下旬
- ③分量: A4 50 ページ程度
- 4 提出方法:正1部、電子データ
- ⑤作成言語 和文
- ⑥様式:任意

(4)業務完了報告書

- ①概要•記載項目:従事計画実績比較表
- ②提出時期: 2021 年 11 月下旬
- ③分量: A4 150 ページ程度
- ④提出方法:正1部、CR-R 1枚

- ⑤作成言語:和文(なお、英文での提出を求めている項目に関しては和文を本文とし、英文は添付資料として取りまとめる。作成を途上国カウンターパート向けの質問状のみ英文)
- ⑥様式:任意
- ⑦添付資料:上記4.4-2業務内容で収集・分析した内容を添付する。分量は以下を目安とする。
 - 1) 関係者 (JICA 専門家、コンサルタント、帰国研修員等) からのヒアリング A4 5 ページ程度
 - 2) 既存資料(JICA 専門家、JICA プロジェクト成果品、JICA 課題別研修関連資料、 河川砂防技術基準、国土交通省関連資料)の分析 A4 20ページ程度
 - 3) 水災害対策に関してストックする知見の収集 A4 50 ページ程度
 - 4) 知見の体系化・教材作成 A4 80 ページ程度
 - 5) 課題別研修改善検討 A4 10ページ程度
- ※全てについて編集可能な形式で提出すること(ワード、エクセル、パワーポイント)と PDF の両バージョンを提出のこと)。
- ※分量はあくまで目安であり、章立て・構成は提案を可能とする。また、情報量次 第で変更もあることに留意すること。

6 業務従事者の担当分野・要員配置・業務量の目途

本件の実施にあたって以下の要員を想定している。以下の構成・人日は現時点での想定であり、本件の業務内容・工程を踏まえ、最適な要員配置を技術提案書にて提案すること。ただし、想定人日の合計は330人日を上限とする。海外業務は想定していない。なお各業務を、複数人での従事も可とする。なお、以下(2)-(4)の業務従事者についても、河川管理業務経験を有することが望ましい。

- (1)総括/河川管理政策 求められる経験能力:概ね20年以上の河川管理行政に関する業務経験
- (2)治水計画/治水対策
- (3)河川・流域調査
- (4) 水文観測・解析

					20	21					
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計 (人日)
1. 調査対象項目の整理											18
2. 関係者(JICA専門家、コンサルタント、帰国研修員等)からのヒアリング											27
3. 既存資料(JICA専門家、JICAプロジェクト成果品、JICA課題別研修関連資料、河川砂防技術基準、国土交通省関連資料)の分析											65
4. 水災害対策に関してストックする知見の分析・取り纏め											35
5. 知見の体系化・教材作成											155
6. 課題別研修改善検討											30
合計	業務計 画書/ 中間成 果品									最終成 果品	330

7 費用の積算方法

費用の積算は別添の積算様式を活用し、次の各項目に沿って行うこと。

(1)業務経費

業務に応じた日額の業務単価を設定し、想定される人日を乗じることで各業務の業務単価を計上すること。各業務の業務単価を足し合わせて、業務の報酬として算出し、これを入札金額とする。

なお、業務単価は、管理費も含め設定すること。管理費には、下記(2)を除く、 その他経費を含め、本件業務実施に係る諸経費全てを含むこととする。

- ①当機構の検査受検時や経理事務のため発生した経費
- ②当機構への通勤、事務的な打ち合わせ等に係る経費
- ③金融機関への振込手数料、代引き手数料等の経費
- 4各種印刷費用
- ⑤その他、執務に必要となる経費

(2) 直接経費

上記(1)の業務経費に含めたその他経費を除く次の経費を、直接経費として計上 し、支払い実績に応じて精算を行い、当該期間の支払金額を確定する。

1) 資料購入費

既存資料の調査に必要な資料購入のため、一律 200,000 円 (10,000 円×20 冊の想定)を計上する。精算に関しては、支払いを行った第三者からの領収書をもって行う。

2)翻訳費:

関連資料の翻訳(日⇔英)のための費用を、一律 1,200,000 円(単価 4,000 円×300 枚の想定)を計上する。精算に関しては、支払いを行った第三者からの領収書をもって行う。

8 支払条件

精算は2回の確定払いとし、確定払いの際は業務中間報告書、業務完了報告書とともに、経費精算報告書を提出し、JICAによる検査結果通知に基づき請求書を発行すること。また、資料購入費、翻訳費についても、当該期間中の実績に応じて、精算・支払うこととする。

9 資料の貸与・問い合わせ先

技術提案書作成に際し、以下の資料を配布する。

・過去に実施した JICA 長期専門家・技術協力プロジェクト案件リスト(業務内容(2)、

(3) の参考)

・実施中課題別研修リスト、General Information、研修員リスト(業務内容(4)の 参考)

<問い合わせ先>

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル 独立行政法人 国際協力機構 地球環境部 防災グループ 防災第一チーム 平野 E-mail アドレス: Hirano. Junichi@jica. go. jp

以上

別添: ①プロジェクト研究アウトプットイメージ図

: ②水災害関連研修全体構想の改訂

別紙:積算様式

別紙 積算様式

1 業務の報酬

円

		<u> </u>				
業務内容	業務単価	(円)	必 要	合計	(円)	内訳
			人日			
調査対象項目の再整理						総括 人日
						従事者 A 人日
						従事者 B 人日
関係者からのヒアリング						総括 人日
						従事者 A 人日
						従事者 B 人日
既存資料の分析						総括 人日
						従事者 A 人日
						従事者 B 人日
水災害対策に関してスト						総括 人日
ックする知見の分析・取り						従事者 A 人日
纏め						従事者 B 人日
知見の体系化・教材作成						総括 人日
						従事者 A 人日
						従事者 B 人日
課題別研修改善検討						総括 人日
						従事者 A 人日
						従事者 B 人日
合計			330			

2	直接経費	(税抜)

1)資料購入:	費:2	.00. 000 l	끡 ((10, 000	円/札ご	× 20 ·	冊の想定)

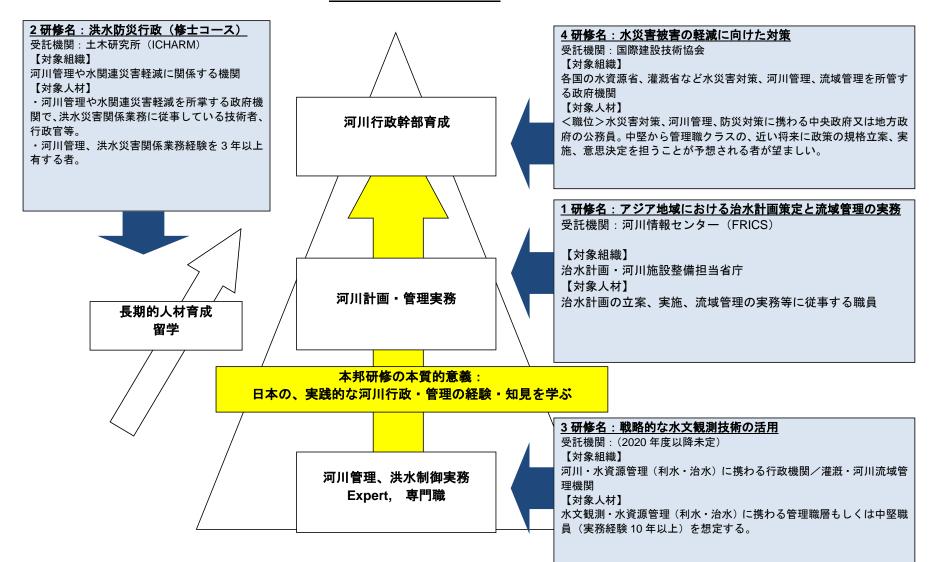
2) 翻訳費:1,200,000円(4,000円/枚×300枚の想定)

3	消費税等額	(=	(1+2)	*消費税率)	Щ
\mathbf{u}	/H H /// T 1 1	$\cdot -$	\	7 /8 8 7 8 8 7	

4 合計 (=1+2+3) 円

別添:

水災害関連研修全体構想



調査業務と目的イメージ図

途上国の河川特性・河川管理行政の実態を踏まえた知見ストック

活用する情報

途上国で適用可能な日本の制度・ 技術、知見のパリエーション (河川砂防技術基準、国交省の委 員会・検討会資料等)

現地セミナーや本邦研修での 技術移転資料、説明資料等

分析業務

- ・レビュー
- 伝えるべきコアな知見の抽出
- 体系化・留意点の整理

アウト ブット 各項目 (小項目骨子レベル含 む) の知見の概要 (和)

- JICA・専門家・研修委託先・研修 講師の認識向上・共通理解の顧成
- JICA職員の理解促進・知見蓄積

- 技術移転基礎資料(英)
- 現地セミナーや本邦研修等における基礎資料
- JICA職員の理解促進・知見蓄積

水災害関連研修 全体構想の改定 室

各研修に必要な 要素の構成案

目指す もの

現地技術移転活動の改善

研修事業の改善

JICA内の知見蓄積・ 能力強化

第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認下さい。

1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いて頂いても結構です。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

- (1) 応札者の経験・能力等
 - ア. 類似業務の経験
 - ① 類似業務の経験(一覧リスト)・・・・・(参考:様式1(その1))
 - ② 類似業務の経験(個別)・・・・・・・(参考:様式1(その2))
 - イ. 資格・認証等・・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
- (2)業務の実施方針等・・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
 - ア. 業務実施の基本方針(留意点)・方法
 - イ. 業務実施体制(要員計画・バックアップ体制)
 - ウ. 業務実施スケジュール
- (3)業務従事者の経験・能力等
 - ア. 業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
 - イ. 業務従事者の経験・能力等・・・・・・(参考:様式2(その1、2))
 - ウ. 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・(参考:様式2(その3))

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

本業務に係る技術提案書作成に際して留意頂くべき要件・事項について、以下のとおり整理します。

(1) 応札者の経験・能力等

自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために 参考となる、応札者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。

ア. 類似業務の経験

類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積さ

れた経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。類似業務の 実績を「様式 1 (その 1)」に記載ください。原則として、過去 10 年程度の実 績を対象とし、最大でも 10 件以内としてください。

また、業務実績の中から、当該業務に最も類似すると思われる実績(3件以内)を選び、その業務内容(事業内容、サービスの種類、業務規模等)や類似点を「様式1(その2)」に記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

イ. 資格・認証等

以下の資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。

- 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定またはプラチナく るみん認定)
- 青少年の雇用の促進等関する法律に基づく認定(ユースエール認定)
- マネジメントに関する資格 (ISO09001 等)
- 個人情報保護に関する資格(プライバシーマーク等)
- 情報セキュリティに関する資格・認証(ISO27001/ISMS等)
- その他、本業務に関すると思われる資格・認証

(2)業務の実施方針等

業務仕様書に対する、応札者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。記述は、5 ページ以内を目途としてください。

ア. 業務実施の基本方針(留意点)・方法

業務仕様書について内容を理解のうえ、本業務実施における基本方針及び業務 実施方法につき提案願います。

イ. 業務実施体制(要員計画・バックアップ体制)

業務仕様書に記載の業務全体を、どのような実施(管理)体制(直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む)、要員計画(業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等)等で実施するのか、提案願います。

ウ. 業務実施スケジュール

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。

(3) 業務従事者の経験・能力等

業務を総括する方及び主な業務従事者の方の経験・能力等(類似業務の経験、実務 経験及び学位、資格等)について記述願います。

ア、業務従事者の推薦理由

応札者が、業務従事者を推薦する理由を、400字以内で記載ください。

イ、業務従事者の経験・能力等

以下の要領に従い、記載ください。

- ■「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野 やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写し を添付して下さい。
- ■「学歴」は、最終学歴のみを記載ください。
- ■「外国語」は、英語の資格名を記載してください。また、保有する資格の種類、スコア、取得年を記載下さい。なお、認定証(取得スコアを含む)の写しがない場合には評価の対象となりません。
- ■「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を 1~2 行で簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認(受理)通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。
- ■「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会社・部・課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。
- ■「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、 所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1~2行で、簡潔に 記載して下さい。
- ■「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示す ようにしてください。
- ■「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付願います。
- ■職歴、業務等従事経験が、「様式2(その1)」だけでは記載しきれない場合には、「様式2(その2)」に記入して下さい。

ウ. 特記すべき類似業務の経験

記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、「様式2(その3)」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載ください。

3. その他

技術提案書の体裁は、PDF にて提出して下さい。

以上

別紙:評価表(評価項目一覧表)

評価表(評価項目一覧表)

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. 応札者の経験・能	力等	35
(1)類似業務の経験	 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、調査分析・業務経験(特に河川管理政策、河川行政、治水計画、水災害対策分野)とする。 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	30
(2)資格・認証等	● 以下の資格・認証を有している場合に加点する。 ・マネジメントに関する資格(ISO9001 等) ・情報セキュリティに関する資格・認証(ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等) ・ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」を受けている場合は評価する。 ・ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は評価する。 ・ その他、本業務に関すると思われる資格・認証。	5
2. 業務の実施方針等		80
(1)業務実施の基本 方針(留意点)・ 方法	業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。提案されている業務の方法は、具体的かつ現実的なものか。その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。	35
(2)業務実施体制、 要員計画	 提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施(管理)体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案については、評価を低くする。 要員計画について、特に河川管理政策、河川行政、治水計画、水災害対策分野の経験者の配置の有無を評価する。 	40
(3)業務実施スケジ ュール	● 具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。	5
3. 業務総括者の経験	- 能力	85
(1)類似業務の経験	 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に業務経験(河川管理政策、河川行政、治水計画、水災害対策分野)に基づく分析業務の経験は高く評価する。 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	70
(2)業務総括者とし ての経験	● 最近10 年の総括経験にプライオリティをおき評価する。	10
(3) その他学位、資 格等	発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。その他、業務に関連して評価すべき項目があるか。	5
	合計	200

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書案に規定されている業務の内容を十分理解 したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下の とおりです。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成です。詳細は、業務仕様書「7.費用の積算方法」をご確認下さい。入札金額の積算に当たっては、業務仕様書別紙の積算表をご使用下さい。ただし下記(2)にあるとおり、入札金額には消費税を含めないで下さい。

1)業務の対価(報酬)

2) 直接経費

当該業務の実施にあたって支出が想定される直接経費は、 「資料購入費」と「翻訳料」です。

(2)入札金額

「第1.入札手続き 12.入札書(6)」のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争はこの金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

(3) 定額で見積る直接経費

直接経費については、1,400,000円(定額)を計上してください。

当該経費は、入札時点でその適切な見積もりが困難であることから、定額で入札金額に計上することにより、価格競争の対象としません。ただし、本経費については、業務完了時に証拠書類に基づき精算を行います。また、契約期間中に増額が必要となる場合には発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更を行うことを可とします。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

業務の完了や成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。

なお直接経費については、契約金額の範囲内において、受注者または共同企業体 以外の第三者からの領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算する。

その際受注者は業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、発注者は精算報告書ならびに証拠書類を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。

3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書またはそれに代わるものです。証拠書類には、
 - 1) 日付
 - 2) 宛名(支払者)
 - 3) 領収書発行者(支払先)
 - 4) 受領印または受領者の署名
 - 5) 支出内容
 - 6)支出額

が明記されていなければなりません。

以上

第5 契約書(案)

業務委託契約書

- 1. 業務名称 プロジェクト研究「途上国に提供すべき我が国の水害対策コア知見の体系化」
- 2. 契約金額金00,000,000円(内 消費税及び地方消費税の合計額0,000,000円)
- 3. 履行期間 2021年3月●●日から 2021年12月28日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 (以下「発注者」という。) と●●●● (以下「受注者」という。)とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書 I 「業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に定義する業務を、善良な管理者の注意義務をもって誠実に履行し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
 - 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」(以下「消費税等」という。)とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づくものである。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日 以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、 法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が 行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

- 5 本契約の履行及び業務の実施(安全対策を含む。)に関し、受注者から発注者に 提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経 由して提出するものとする。
- 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
- 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して 本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく 賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

(業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
 - 2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又 は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
 - (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
 - (2)発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。
 - (3)第18条第1項第8号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請

負人としてはならない。

(監督職員)

- 第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構 地球環境部防災グループ防災第一課長の職にある者を監督職員と定める。
 - 2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権 限を有する。
 - (1) 第1条第5項に定める書類の受理
 - (2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、 承諾及び協議
 - (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
 - 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
 - (1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権 限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
 - (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌 権限に基づき了解することをいう。
 - (3)協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結 論を得ることをいう。
 - (4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書 に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
 - 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。
 - 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第 2 項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
 - 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

- 第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
 - 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括 管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
 - 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(た だし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変

更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。
 - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により 業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
 - 4 第 2 項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき 事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者 の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったとき は、この限りでない。
 - 3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第10条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を 提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、 第14条に規定する経費確定(精算)報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」

- (以下「契約金額内訳書」という。)に規定する単価等に基づき確定した経費の内 訳及び合計を業務完了届に記載することができる。
- 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が 完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することがで きる。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたと きは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。
- 3 発注者は、前 2 項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第 11 条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本 旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者 は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに 損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せら れない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物等の取扱い)

- 第12条 受注者は、業務仕様書に成果物(以下「成果物」という。)が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書(以下「業務実施報告書」という。)を、第10条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第10条第3項に規定する検査を受けるものとする。
 - 2 前項の場合において、第10条第3項に定める検査の結果、成果物及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第10条第3項の規定を準用する。
 - 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物(以下、「業務提出物」という。)が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定(内容、形態、部数、期限等)に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
 - 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物(以下総称して「成果物等」という。)の所有権は、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
 - 5 受注者が提出した成果物等の著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を 含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作 権を有する著作物を除き、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定

める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受 注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に 対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が 従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が 利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権 を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用 許諾を得るものとする。

6 前項の規定は、第 11 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の 規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(成果物等の瑕疵担保)

- 第13条 発注者は、前条第4項による所有権の移転後において、当該成果物等に瑕疵 が発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求 し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
 - 2 前項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び2項の検査の合格をもって免れるものではない。
 - 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条第4項の所有権の 移転後、1年以内に行わなければならない。

(経費の確定)

- 第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、 経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならな い。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日 時までに提出するものとする。
 - 2 受注者は、第10条第2項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、 当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年 度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
 - 3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行う に当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出し なければならない。
 - 4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。) として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
 - 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

- (1)業務の対価(報酬)
 - 契約金額の範囲内において、定められた単価及び実績による。
- (2) 直接経費

契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。

(支払)

- 第15条 受注者は、第10条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から 起算して30日以内に支払を行わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

- 第 16 条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、 発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果 品の引き渡しを請求することができる。
 - 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた部分に相当する金額 を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額と する。
 - 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が 遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセン トの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第 17 条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者 双方の責に帰すべからざるもの(以下「不可抗力」という。)により、発注者、受 注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生 後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、ま た、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認 し、その後の必要な措置について協議し定める。 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は 契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

- 第 18 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと 明らかに認められるとき。
 - (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 受注者が第20条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
 - (4) 第23条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
 - (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける 行為をしたとき。
 - (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
 - (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜 ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反 社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定す るところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢 力」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 二 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供

- 給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、 運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- へ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相 手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約 を締結したと認められるとき。
- リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに 従わなかったとき。
- ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第4号の場合を除く。)は、受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

- 第19条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくと も30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
 - 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

- 第20条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
 - 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第21条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、 検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた ときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければ ならない。

(調査・措置)

- 第22条 受注者が、第18条第1項各号又は第23条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
 - 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無 を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると 認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査 を行うことができるものとする。
 - 3 発注者は、第18条第1項各号又は第23条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
 - 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

- 第23条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使 の有無にかかわらず、受注者は契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があっ た場合には、変更後の契約金額とする)の10分の2に相当する金額を違約金とし て発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
 - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法 (明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法 律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違 反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法 令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による 最終処分がなされたときも同様とする。
 - イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的
 - ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)

- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の 業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を 命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、 その役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契 約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に 違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者 (受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が 認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申 告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のた め適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、 受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、か つ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置 を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額するこ とができる。
- (6) 第14条に定める経費確定(精算)報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、 同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、 減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第18条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発

注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金 を請求しないことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。

- (1)第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、 違反行為への関与が認められない者
- (2)第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、 当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員(以下「免責構成員」という。)がいる場合は、当該 共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して 支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(賠償金等の徴収)

- 第 24 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年 2.7 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。
 - 2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

- 第25条 受注者(第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。)は、業務の実施上知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
 - (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示につ

いて事前の承認があったもの

- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又 は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本契約の業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。)が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違 反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措 置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければな らない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(個人情報保護)

第26条 削除

(情報セキュリティ)

第27条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程(平成29年規程(情) 第14号)及び情報セキュリティ管理細則(平成29年細則(情)第11号)を準用し、 当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第28条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任 と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるも のとする。

(業務災害補償等)

第29条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と 負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるもの とする。

(海外での安全対策)

第30条 削除

(業務引継に関する留意事項)

第31条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何 を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるとこ ろに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じ るか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

- 第32条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に 公表されることに同意するものとする。
 - 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
 - (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2)発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
 - (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)
 - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
 - 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第13章第7節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第34条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第35条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を 問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通 を保持する。

20●●年●●月●●日

発注者 東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理 事 〇〇 〇〇 受注者

様式集

<参考様式>

- ■入札手続に関する様式
 - 1. 各種書類受領書(次ページに PDF でも添付しています)
 - 2. 競争参加資格確認申請書
 - 3. 委任状 (次ページに PDF でも添付しています)
 - 4. 入札書 (次ページに PDF でも添付しています)
 - 5. 共同企業体結成届(共同企業体の結成を希望する場合)
 - 6. 質問書
 - 7. 辞退理由書
 - 8
- ■技術提案書作成に関する様式
 - 1. 技術提案書表紙
 - 2. 技術提案書参考様式(別の様式でも提出可)
 - 3. 辞退理由書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」
→「様式 一般競争入札:総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。
(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

- ■本件指定様式は次ページ以降に添付しています。
 - 1. 入札書
 - 2. 入札書(代理人ありの場合)
 - 3. 委任状
 - 4. 各種書類受領書

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- 宛先:独立行政法人国際協力機構 本部 契約担当役 理事
- ・業務名称:プロジェクト研究「途上国に提供すべき我が国の水害対策コア知見の体系化」
- ・調達管理番号: 20a00988 ・公告日: 2020 年 12 月 17 日

入 札 書

20〇〇年 月 日

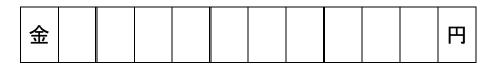
独立行政法人国際協力機構 本部契約担当役 理事 殿

住所 商号/名称 代表者役職·氏名

(EII)

件名:「(業務名称)」(調達管理番号△△△△△△△)

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。



※消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った 契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載のこと。契約金額は 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し た金額となります。

- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印して下さい。
- ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
- ※ 調達管理番号△△△△△△△は、入札説明書に記載されています。
- ※ 再入札に限り、代表者が入札を行う場合は、代表者本人の個人印の押印により入札が可能です。ただし、身分 証明できる書類を提示する必要があります。
- ※ 代理人による入札の場合は様式 4-2 を使用してください。
- ※ 一般競争入札(総合評価落札方式)において第1回目の入札書は(代理人が入札会に参加するときでも)、原則 として本様式を使用してください。
- ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争 入札:最低価格落札方式(国内向け物品・役務等)」もしくは「様式 一般競争入札:総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

入 札 書

20〇〇年 月 日

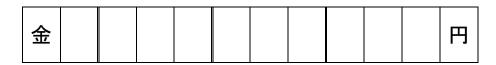
独立行政法人国際協力機構 本部契約担当役 理事 殿

住所 商号/名称 代表者役職・氏名 代理人

(EJ)

件名:「(業務名称)」(調達管理番号△△△△△△△)

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。



※消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った 契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載のこと。契約金額は 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し た金額をとなります。

- ※ この様式を使用する場合には様式3の委任状が必要です。
- ※ 代表者印もしくは社印に代えて代理人印を押印ください。
- ※ 調達管理番号△△△△△△△は、入札説明書に記載されています。
- ※ 代表者による入札の場合は様式 4-1 を使用してください。
- ※ 一般競争入札(総合評価落札方式)において第1回目の入札書は(代理人が入札会に参加するときでも)、原則としてこちらではなく代表者印もしくは社印による4-1の様式を使用してください。
- ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争 入札:最低価格落札方式(国内向け物品・役務等)」もしくは「様式 一般競争入札:総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

委 任 状

年 月 日

独立行政法人国際協力機構 本部契約担当役 理事 殿

> 住所 商号/名称 代表者役職 • 氏名

(ED)

私は、弊社社員

即 を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委 任 事 項

」(調達管理番号 「案件名:

について、 年 月 日に行なわれる貴機構の入札会に関する一切の権限

以上

※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印してください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

[※] 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。

[※] 受任者(代理人)の氏名及び押印が必要です。

^{※ 「}入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。

[・]入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答

⁻ 入札書の作成と入札箱への投函(一般競争入札(総合評価落札方式)においては、入札書は事前に提出されているた め、入札書の作成及び投函は「入札会に関する」事項には当てはまらず、本委任の対象外です。但し、再入札では、入札 会において入札書を作成の上投函するため、本委任事項の対象となります。)

[※] 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札:最低 価格落札方式(国内向け物品・役務等)」もしくは「様式 一般競争入札:総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」 よりダウンロードできます。

各種書類受領書

(国内向け物品・役務の調達)

以下に記入のうえ<u>2部</u>作成し、書類とともにご提出ください(手書き可)。

※国契-OO-OOO もしくは 調達管理番号△△△△△△△Aは入札説明書にいずれかが記載されていますので、どちらか一方を入れてください(2020年度以降は、調達管理番号のみになります)。

公告番号※

AUB.J.V.							
業務名称							
貴社名							
ご担当者部署名					ご担当者名		
メールアドレス			@		電話番号	_	_
提出書類(口にき	ー チェックを入れ	てください)					
競争参加資格確認	認申請						
【1】全案件に非	共通で必要な書	類					
□競争参加資格研							
□ □ 全 省 							
一二百万万元 □資格確認結果通			、 。所定料金 <i>0</i>)切手貼付)			
□共同企業体結成 □共同企業体結成					を結成する場合)	
【2】入札/企画	「競争説明書に	記載がある場	合に必要な#	類			
□財務諸表(決算 □財務諸表(決算							
□対初品数(次) □秘密情報の取扱							
□税品 情報の扱い □競争参加者に係				5 関係図			
□競争参加者の外 □競争参加者の外					比率		
□競争参加者の項 □競争参加者の項				14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1	-u- -		
□焼手を加石の☆ □情報セキュリラ				(場合)			
□情報でイエック □その他(書類名			(JV 10] C C 0.0	v-3/ LI /			
ロ(の心(音級な (m// \ /_	C 0 - /)
	1 \$7 \						,
口下見積書(正1			. ·				
以下、調達方式に							
「最低価格落札ス		して、競争参加	<u>I 資格確認申請</u>	<u> </u>			
□類似業務実績−							
口配置予定者の総		E) (57)					,
口その他の資格要	要件証明書類 (写)(名称:)
「総合評価落札フ	方式」 <u>(原則と</u>	して、技術提案	<u>【書提出時)</u>				
□技術提案書(〗	E 1 部、写	部)					
□入札書(厳封1	部)						
□技術審査結果通	知返信用封筒(定形サイズ。原	所定料金の切手	貼付)			
「 企画競争 」 <u>(</u> 原	原則として、プロ	ポーザル提出	<u>時)</u>				
ロプロポーザル	(正 1 部、写	_部)					
□見積書(正 1 音	部、写1部)						
□評価結果通知返	信用封筒(定形	サイズ。所定料	金の切手貼付)			
□機密保持誓約4	*						
口その他(書類4	 名をご記入くた						
(·)
□配布/貸与資料							
	の受領(配布丼	期間: /	~ /)			
□受領済み資料の		期間: /	~ /)			

独立行政法人国際協力機構 調達部受領印